

令和 7 年度下請取引等実態調査 (2 次調査)

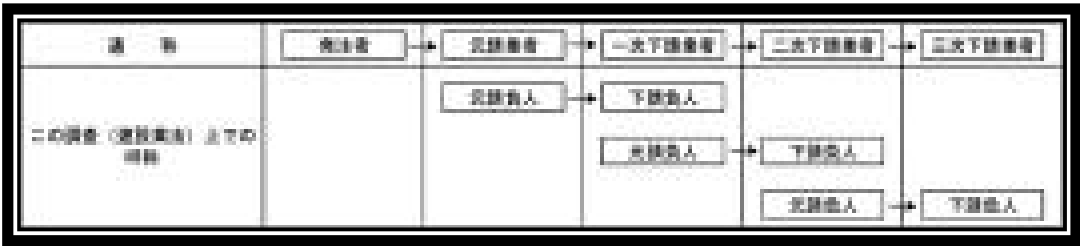
参考資料

よくあるご質問

質 問	回 答
Q1 7月7日発出依頼の1次調査で回答した個々の工事について確認を行いたいです。	令和6年7月1日～令和7年6月30日における取引の期間で請け負われた中で調査の条件に合う工事を選定いただき回答をお願いいたします。
Q2 この2次調査の目的は何ですか。	本調査は、先般報告いただいた調査結果を踏まえ、個々の請負契約に係る取引価格、技能労働者の労務費、工期の設定状況等の実態を把握するとともに、建設業法等に照らし適正でない取引実態が見受けられる行為者に対して是正を促し、取引環境の適正化を図ることを目的としております。
Q3 どのように2次調査対象業者を選定していますか。	1次調査結果を踏まえ、個々の請負契約の詳細を回答いただきたく選定させていただいております。
Q4 当初見積書に対する最終見積書の減額が、端数調整による場合はどの選択肢を選べばよいでしょうか。	選択肢「その他」を選んで具体的な理由をご記入ください。
Q5 当初見積書に対する最終見積書の減額が、V E 提案による一部工事種別を変更することによるものである場合どのように回答すればよいでしょうか。	選択肢「その他」を選んで具体的な理由をご記入ください。
Q6 記入した内容が発注者や元請負人等に知られることを心配しています。	報告された調査票は適切に管理していますので、発注者や元請負人等に貴社が特定されるようなことはありません。ありのままをご回答頂きますようお願い致します。また、不利益取扱いの禁止（建設業法第24条の5）規定では、元請負人が行った建設業法上の義務違反行為を、下請負人が国土交通大臣等に通報したことを理由として、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならないことになっております。
Q7 調査内容に関して質問があるのですが、どちらに問い合わせればよいでしょうか。	下記よりお問い合わせください。 国土交通省不動産・建設経済局建設業課建設業適正取引推進指導室 電話：03-5253-8111（内線：24785、24727） 問い合わせフォーム URL：https://mlit-motoshita.jp/
Q8 回答期限 10月31日（金）までに回答が難しい場合について。	10月31日（金）以降も回答を受け付けておりますので、下記メールアドレスまで提出をお願いいたします。 mlit_motoshita@mail.tdb.co.jp

Q9 当初見積書と最終見積書について乖離の合った工事について複数の工事を記載したい場合について	エクセル調査票をコピーの上、記入いただき、下記メールアドレスまで複数ファイルの提出をおねがいいたします。 mlit_motoshita@mail.tdb.co.jp
---	---

用語説明

用 語	意 味
発注者・元請負人・ 下請負人	建設業法では、下請工事として受注した場合でも、その建設工事の一部を他の建設業者に下請負した場合には、自社が「元請負人」となり、その下請取引を行った建設業者が「下請負人」となります 
注文者	建設業法上の定義では、上記の発注者と元請負人を含めて指します。
標準見積書	下請企業が元請企業（直近上位の 注文者）に対して提出している見積書を総額によるものではなく、その中に含まれる 法定福利費を内訳として明示したものをいいます。
工期に関する基準	適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び注文者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準として、中央建設業審議会にて作成されたもの。 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000190.html
労務費	主に建設工事現場において、下請負契約に基づいて働く現場労働者と、請負企業が臨時で直接雇用する「現場雇用労働者」の労務費用などの工事原価に算入される諸経費を指します。なお、当該労務費には、労働保険料、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料などの各保険料の会社負担分も含まれます。
材料費	工事の施工のために直接購入された「純粋な材料費の額」を指します。
技能労働者	専門的な技能を有し、工事現場における建設工事の施工に直接従事する者を指します。様々な職種、例えば、とび工、鉄筋工、運転手（特殊）、型わく工、大工、左官、電工、配管工、土木一般世話役、特殊作業員等があります。なお、現場技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者（下請企業の主任技術者も含む）等）は技能労働者へ含みません。

覚えておきたい！概要と制度

👉 請負契約書を作成していますか？【建設工事標準請負契約約款】

中央建設業審議会は、標準的な工事請負契約の約款として、「建設工事標準請負契約約款」を作成しています。

➤ 国土交通省の HP から無料でダウンロードできます。詳細はこちらをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000092.html

一緒に覚えておきたい！

平成 29 年 7 月 25 日に建設工事標準下請契約約款の改正を行い、請負代金内訳書（工事の請負代金を費目別に内訳明示したもの）に法定福利費を内訳明示することを標準化しました。

👉 建設業法をわかりやすく解説！【建設業法令遵守ガイドライン】

元請負人と下請負人との関係に関し、どのような行為が建設業法に違反するか具体的に示すことで法令違反行為を防ぎ、元請下請間の対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図っております。

➤ 建設業法令遵守ガイドラインはこちらをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html

👉 その工期は適正ですか？【工期に関する基準】

令和 2 年 7 月、中央建設業審議会は、「工期に関する基準」を作成し、その実施を勧告しました。

➤ 「工期に関する基準」についてはこちらをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000190.html

👉 原材料費等の高騰で悩んだときは・・・

国土交通省では、原材料費等の高騰の状況を踏まえ、建設業における適正な請負代金の設定や適切な工期の確保等について取り組んでおります。

➤ 原油価格・物価高騰等総合緊急対策と関係通知について、詳細はこちらをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000177.html